

県南広域振興局長告示第175号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年11月26日

県南広域振興局長 遠藤達雄

訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0360690044	北良株式会社	訪問看護ステーション ほくりょう	北上市堤ヶ丘一丁目9番32号	平成25年11月30日